日調連発第３７１号
令和６年３月５日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

戸籍法の一部を改正する法律について（お知らせ）

標記法律が本月１日に施行されましたので、貴会会員への周知方にご協力いただきますようお願いします。

なお、概要は下記のURLに掲載されております。

記

○　法務省ウェブサイト
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html

戸籍法の一部を改正する法律について（令和6年3月1日施行）

令和5年11月24日
法務省民事局

【令和６年３月１日施行】
戸籍制度が利用しやすくなります！

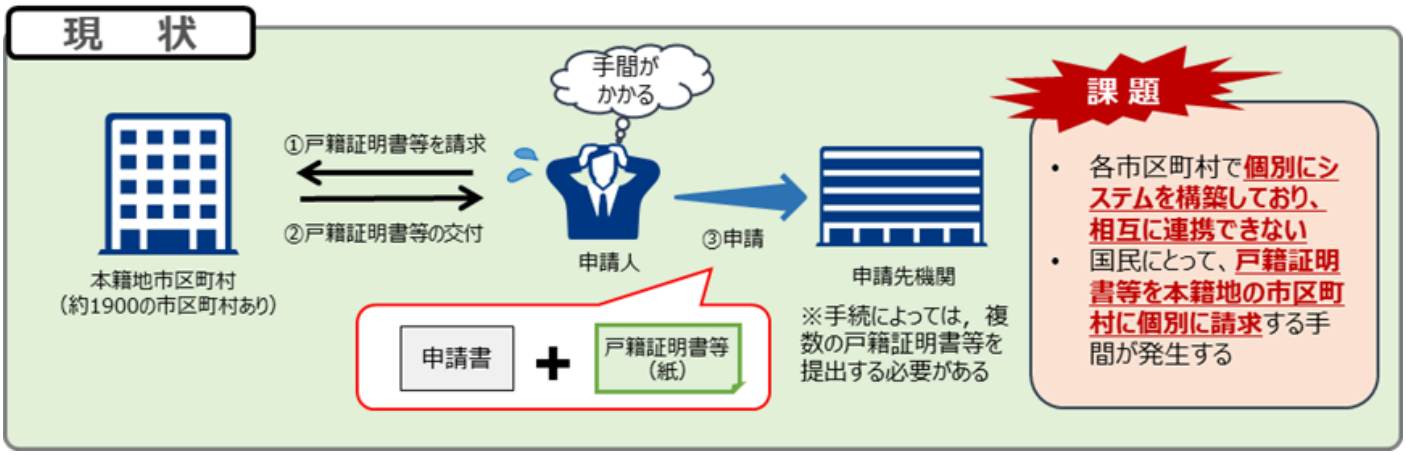

令和6年3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が施行され、以下のことができるようになります。

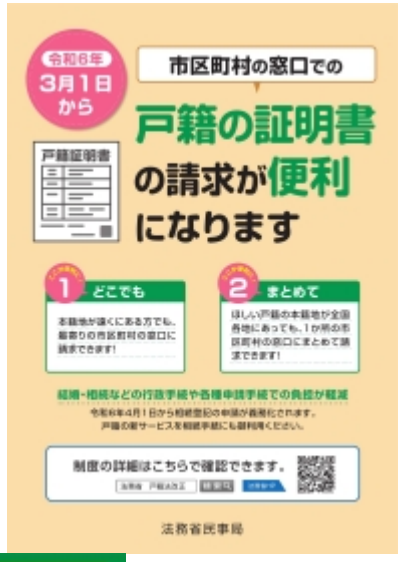



[ポスターはこちらをクリック]

[パンフレットはこちらをクリック]

令和６年３月１日開始

戸籍謄本等の広域交付

戸籍届出時における戸籍証明書等の添付負担の軽減

検索

今後さらに便利に

マイナンバー制度の活用による
戸籍証明書等の添付省略

戸籍電子証明書の活用による
戸籍証明書等の添付省略

令和６年３月１日から

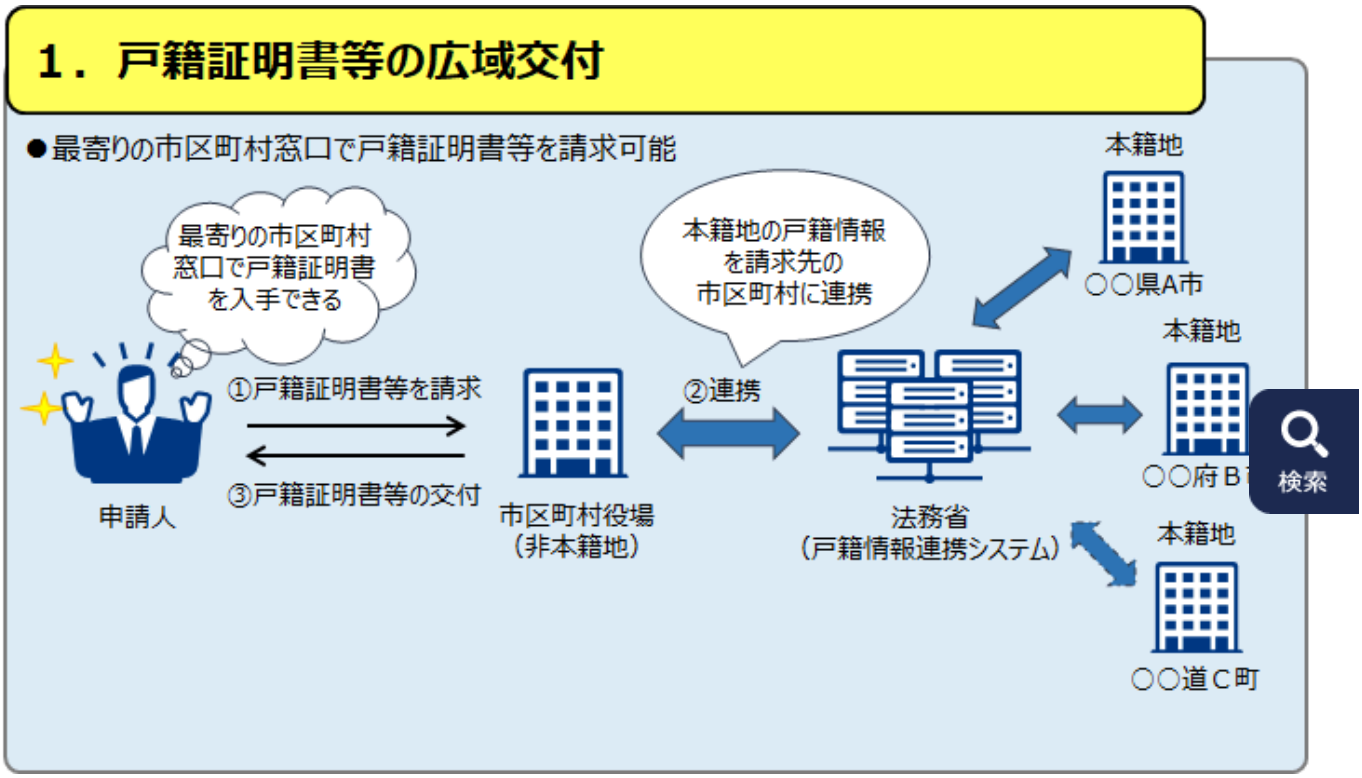

広域交付制度とは

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになります（広域交付）。
これによって、
【どこでも】
本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できます。
【まとめて】
ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

※　コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。
※　一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

広域交付で戸籍証明書等を請求できる方

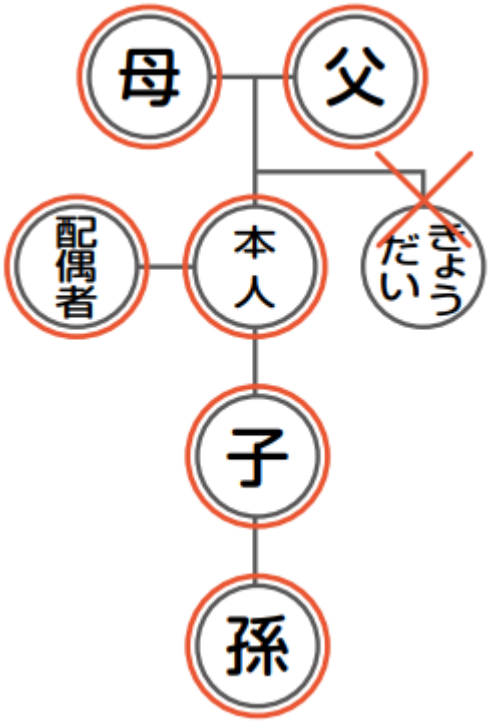

〇本人
〇配偶者
〇父母、祖父母など（直系尊属）
〇子、孫など（直系卑属）
の戸籍証明書等を請求することができます。

検索

ご利用に当たっての注意事項

〇戸籍証明書等を請求できる方（上記参照）が市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります。
〇郵送や代理人による請求はできません。
〇窓口にお越しになった方の本人確認のため、以下の顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。

・運転免許証
・マイナンバーカード
・パスポート　など

令和６年３月１日から

2．戸籍届出時における戸籍証明書等の添付負担の軽減

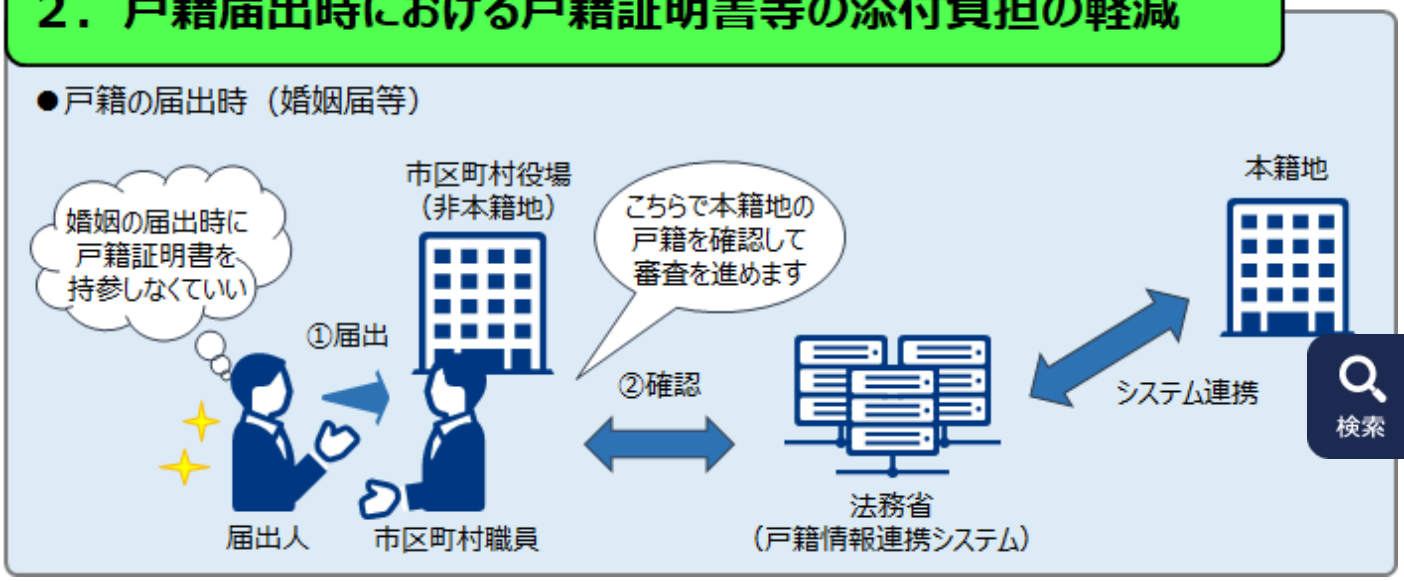

例えば、新婚旅行先の市区町村の窓口に婚姻届を提出する場合など、本籍地ではない市区町村の窓口に戸籍の届出を行う場合でも、提出先の市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認することができるようになりますので、戸籍届出時の戸籍証明書等の添付が原則不要となります。

今後予定

戸籍証明書等の添付が省略となる時期等については、手続により異なります。

3．マイナンバー制度の活用による戸籍証明書等の添付省略

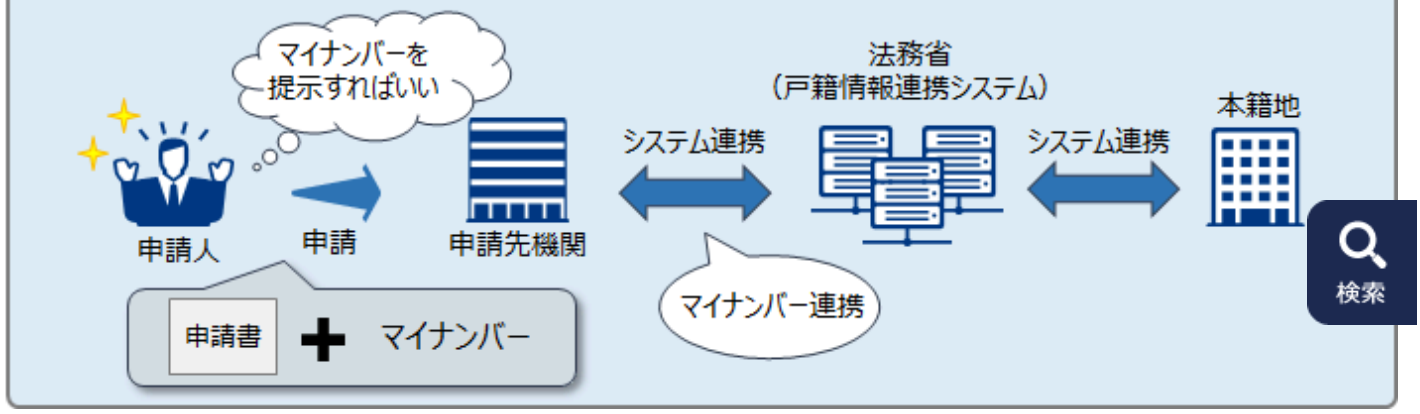

例えば、児童扶養手当認定手続において、申請書と併せて申請人等のマイナンバーを申請先の行政機関に提示することにより、申請先の行政機関が戸籍関係情報（マイナンバーの提示を受けた者に関する親子関係、婚姻関係等の情報）を確認することができるようになりますので、戸籍証明書等の添付が不要となります。

今後予定

戸籍証明書等の添付が省略となる時期等については、随時、このページでご案内いたします。

4．戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付省略

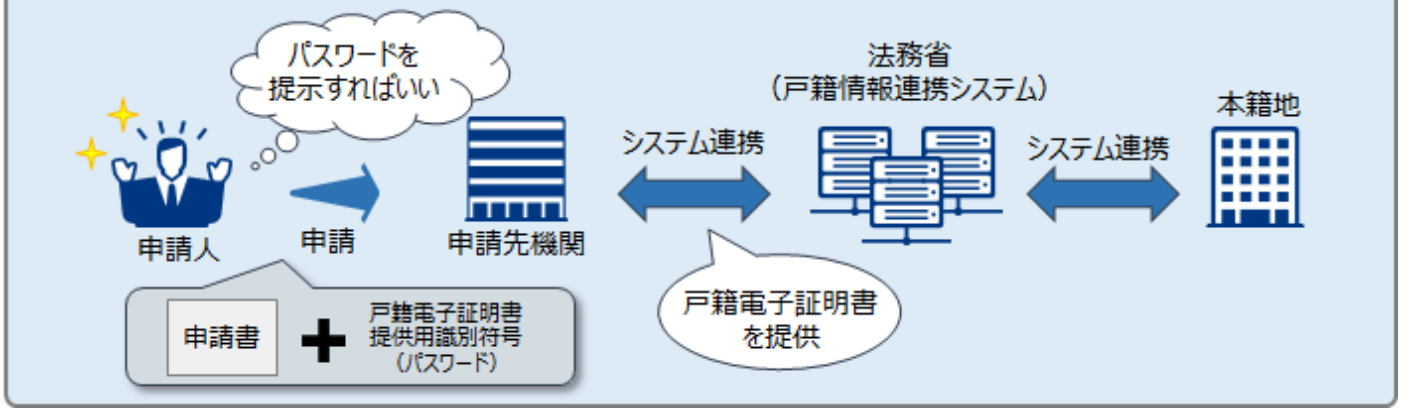

例えば、パスポートの発給申請において、申請書と併せて戸籍電子証明書提供用識別符号（有効期限3か月のパスワード）を申請先の行政機関に提示することにより、申請先の行政機関が戸籍電子証明書（電子的に戸籍情報を証明したもの）を確認することができるようになりますので、戸籍証明書等の添付が不要となり、オンラインで手続が完結されます。

検索

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）（令和元年5月31日公布）に関する資料はこちら

- 法律 [PDF：391KB]
- 新旧対照条文 [PDF：707KB]
- 改正の概要 [PDF：327KB]
- 戸籍法が改正されてできるようになること [PDF：174KB]



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。
リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

▲ ページトップへ